

コーポレート・ガバナンス

当社は、傘下の事業会社を監督・統括する持株会社として、コーポレート・ガバナンスの強化とグループの企業価値の最大化を使命としています。この目的の達成に向け、当社はグループシナジーの追求を推進するとともに、経営資源の適正配分を実施しています。

一方、傘下の各事業会社は、与えられた事業範囲における責任を全うするとともに、各々の自立性を発揮しながら、利益の成長および資本効率の向上に努めています。

このようなグループ企業間における明確な役割分担のもと、当社におけるコーポレート・ガバナンスでは、上記の活動が公正・適切かつ効果的に行われることを、取締役会の監督および監査役の監査により追求しています。

組織形態 (2016年7月16日現在)

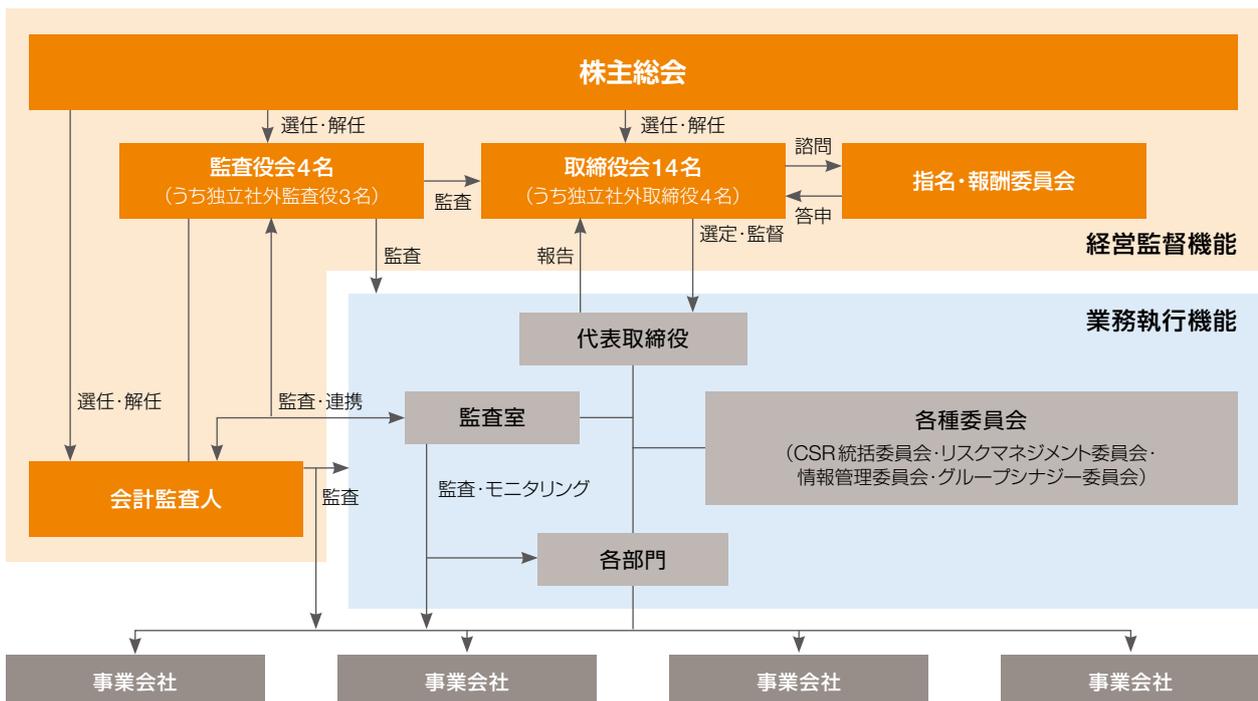
当社は、監査役設置会社です。監査役制度に則り、経営の監督を実施しています。当社の取締役会は14名で構成されており、うち4名は社外取締役です。当社では、独立性を保持し、高度な経営に対する知識や経験を有する複数の社外取締役の見識を活用することで、一般株主の利益を確保するとともに、事業執行における意思決定の質を高めています。経営陣の選任については、株主の意向をよりの確に反映させるため、任期を1年としています。

また、迅速な意思決定と業務執行を実現するため、執行役員制度を導入しています。取締役会は「経営戦略の立案

と業務執行の監督」に、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整えています。

監査役会は4名で構成されており、うち3名は独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する社外監査役です。各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、定期的な取締役等からの業務執行状況の聴取、内部監査部門との積極的な情報交換等を行います。こうした活動を通じて取締役の職務の執行を監査しています。このほか、会計監査人とも積極的に情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制 (2016年7月16日現在)



企業統治の強化

当社の社外取締役および社外監査役は、全員が当社から独立しています。当社において独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいい、当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断しています。これらの基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を当社の社外役員の独立性基準としています。

指名・報酬委員会

主な審議項目

- 当社の役員等候補者および各主要事業会社の代表取締役候補者の指名に関する基本方針・基準
- 当社の役員等候補者および各主要事業会社の代表取締役候補者の選任議案の内容
- 当社および各主要事業会社の役員等の報酬に関する基本方針・基準
- 当社の役員等（監査役を除く）および各主要事業会社の代表取締役の報酬等の内容等

社外取締役および社外監査役は、取締役会のほかに代表取締役および取締役等とのミーティングを随時行い、企業経営やコーポレート・ガバナンスなどについての意見交換を行っています。また、当社は社外取締役および社外監査役について、その職務を補助する使用人を置き、その他の取締役および監査役と円滑な情報交換や緊密な連携を可能とするサポート体制を確立しています。

また2016年3月には、取締役会の監督機能を一層向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を図るため、取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置しました。同委員会における主な審議項目および構成は以下の通りです。

構成

委員長：伊藤 邦雄（独立社外取締役）
委員：井阪 隆一、後藤 克弘（社内取締役2名）
伊藤 邦雄、米村 敏朗（独立社外取締役2名）
オブザーバー：江口 雅夫（社内監査役）、藤沼 亜起（社外監査役）

※ 委員長および委員は取締役会において選定、オブザーバーは監査役の協議により選定。
※ 委員会における決定は出席委員の過半数によるものとし、賛否同数の場合は委員長が決定。

さらに、コーポレート・ガバナンスを組織面から強化するため、代表取締役の下に「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を

設置しています。各委員会の概要は以下の通りです。それぞれの委員会は事業会社と協力しながら、グループ方針の決定および浸透を図っています。

各種委員会の役割

CSR統括委員会

「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」の遵守と、事業活動を通じた社会課題の解決に貢献し、社会とグループの持続的成長を目指すことを目的に活動しています。この目的を達成するために、委員会の傘下に「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」を設置し、各部会においてグループの事業特性を考慮して取り組むべき主要課題に優先順位をつけ、課題解決策を立案・実行しています。

リスクマネジメント委員会

事業の継続を脅かし、持続的成長の妨げになるすべての事象をリスクとして認識し、包括的かつ統合的なリスク管理の強化に努めています。

情報管理委員会

情報管理上の課題を統括することを目的に活動しています。

グループシナジー委員会

グループ共通のテーマを検討する部会で構成されています。例えば、各事業会社が培ってきた「商品開発」「プロモーション」等のノウハウを共有し、プライベートブランド「セブンプレミアム」に代表される安全・安心かつ便利で高品質な商品・サービスを生み出しています。また、グループのスケールメリットを活かした、商材・資材・備品等の共同購買によるコストダウンにも取り組んでいます。

2016年2月期の取締役会および
監査役会における発言状況

社外取締役については、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学および経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から

意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

社外監査役については、鈴木洋子氏は主に法律の見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門的見地から、ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、適宜質問し、意見を述べています。

社外取締役および社外監査役の2016年2月期の取締役会および監査役会における出席状況

社外取締役

氏名	社外における主たる職業	重要な兼職の状況	取締役会への出席状況
スコット・トレバー・デイヴィス	学者	・立教大学経営学部国際経営学科教授 ・株式会社ブリヂストン社外取締役 ・損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役	14回中14回
月尾 嘉男	学者	・株式会社月尾研究機構代表取締役	14回中12回
伊藤 邦雄	学者	・一橋大学大学院商学研究科特任教授 ・曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 ・住友化学株式会社社外取締役 ・小林製菓株式会社社外取締役 ・東レ株式会社社外取締役	14回中12回
米村 敏朗	社外取締役	・ユニゾホールディングス株式会社社外取締役	14回中13回

社外監査役

氏名	社外における主たる職業	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
鈴木 洋子	弁護士	14回中14回	22回中22回
藤沼 亜起	公認会計士	14回中13回	22回中20回
ルディー和子	学者	14回中14回	22回中20回

役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役の報酬は、業績や企業価値との連動を重視しています。中長期的に継続した業績向上と

企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

- 取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）
当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額2億円
- 監査役：年額1億円以内

取締役の報酬

- 取締役報酬体系
取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。
業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。
- 取締役報酬の決定方法
取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の審議を通じ、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定します。

監査役の報酬

- 監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

- 監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

取締役および監査役の報酬等の額（2016年2月期）

役員区分	対象となる役員の員数 (名)	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型 ストック・オプション報酬
取締役 (社外取締役を除く)	12	417	204	63	149
社外取締役	4	46	46	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	3	34	34	—	—
社外監査役	3	33	33	—	—

※1 上記には、2015年5月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任された取締役1名と監査役1名を含んでおります。

※2 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

※3 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役 (社外取締役を除く) 8名に対するものです。

内部統制システムの強化

当社では内部統制の目的である「業務の有効性と効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動における法令の遵守」「資産の適正な保全」という4つの要件を達成するため、内部統制システムの充実を図ってきました。

2006年5月の会社法施行に伴い、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し、各種規程の整備やリスク管理状況の確認を実施しています。

2009年2月には、金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度導入への対応の一環として、「財務報告に係わる内部統制の構築規程」および「財務報告に係わる内部統制の評価規程」を制定しました。これらの規程に基づき、2009年3月に監査室に内部統制評価担当を配置し、当社グループ全体の「財務報告に係る内部統制評価」を実施しています。

このような制度面での充実に加え「内部統制ハンドブック」を作成し、当社グループの従業員に対して内部統制の目的および重要性の理解浸透に努めています。

また、2015年5月の会社法および会社法施行規則の改正に伴い、当社および子会社から成る企業集団における業

務の適正を確保するための体制を整備するとともに、監査を支える体制等に関する規程の充実・具体化を図りました。

コンプライアンス

当社グループの各事業会社では、企業行動委員会を設置し、従業員への「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」の周知と法令遵守の徹底に努めています。「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」は、グループの事業領域およびグループを取り巻く環境の変化に合わせて、2011年9月に改定するとともに、「行動指針のガイドライン」を各事業会社ごとに策定し、従業員がどう行動すべきか定めています。また各社企業行動委員会の責任者は「セブン&アイHLDGS.企業行動部会」に参加し、グループとしての方向性や認識の統一を図るとともに、効果的な取り組みについて共有しています。さらに各社企業行動委員会では、各社内での従業員向けヘルプラインに加え、社外の第三者機関に設置した国内連結子会社全従業員向け「グループ共通ヘルプライン」からの相談内容を分析・検証し、本指針に反する行為の抑制や防止・問題解決のための対応など職場環境の改善に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

取締役および監査役（2016年7月16日現在）



P54 後列左から江口、ルディー、藤沼、伊藤（邦）、デヴィス、大高
前列左から古屋、清水、伊藤（順）、井阪

井阪 隆一

代表取締役 社長

後藤 克弘

代表取締役 副社長

伊藤 順朗

取締役 執行役員

高橋 邦夫

取締役 執行役員

清水 明彦

取締役 執行役員

鈴木 康弘

取締役 執行役員

古屋 一樹

取締役

安齋 隆

取締役

大高 善興

取締役

ジョセフ・マイケル・デビント

取締役



P55後列左からデビント、月尾、米村、鈴木(洋)
前列左から後藤、高橋、鈴木(康)、安齋

スコット・トレバー・デイヴィス
社外取締役

月尾 嘉男
社外取締役

伊藤 邦雄
社外取締役

米村 敏朗
社外取締役

江口 雅夫
常勤監査役

鈴木 洋子
社外監査役

藤沼 垂起
社外監査役

ルディー 和子
社外監査役